

富士見町奨学金制度（高等学校）

町には、経済的理由等により高等学校への修学が困難な方に対しての奨学金制度があります。この奨学金は給付型奨学金です。申請後審査の結果、奨学生となった方に月額6,000円を支給します。平成31年度の受付を4月16日から6月14日まで行います。希望される方は、子ども課へお問い合わせください。



問 子ども課 総務学校教育係 ☎62-9235

就学援助制度のお知らせ

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小中学校に通うお子さんの学校生活に関わる費用の一部を援助しています。対象となる品目は、学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費等です。前年度所得等をもとに認定を行います。

詳しくは4月中に学校を通じて配布する案内をご覧ください。

問 子ども課 総務学校教育係 ☎62-9235

町内小中学校及び保育園の敷地内全面禁煙について

学校、保育園における受動喫煙防止対策の徹底を図るため、平成31年4月1日から町内小中学校及び保育園の『敷地内全面禁煙』を実施することになりました。

学校や保育園行事の運動会や音楽会、地域行事として校舎や体育館、校庭等を利用する場合や、学校開放として体育館等を利用される方も対象となりますので、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。



問 子ども課 総務学校教育係 ☎62-9235

災害共済給付制度

町内の小中学校の管理下で、児童・生徒の皆さんが骨折・捻挫・切り傷等のケガで病院を受診した場合、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」の災害給付を受けることができます。

5月に学校を通じて加入の手続きをします。ケガをした際、学校に申請すると病院受診の個人負担金に1割を加算した額が給付されます。不明な点は、学校または子ども課へお問い合わせください。



問 子ども課 総務学校教育係 ☎62-9235

「富士見町教育大綱」を更新しました

この度、「富士見町教育大綱」を更新しました。【平成31年度～新元号4年度版】

この教育大綱は、“教育のまち”“子育てのまち”“学び続けるまち”の3本の柱を基に、富士見町の教育・子育て・学術・文化の振興に関する総合的な施策の基本的指針となります。

詳しくは、町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）に掲載されていますのでご覧ください。

「教育のまち・子育てのまち・学び続けるまち富士見」を目指して

教育委員会だより

富士見町

第160号

平成31年4月1日発行
富士見町教育委員会編集
☎62-9235
kodomo@town.fujimi.lg.jp

4月
定例教育委員会
4月10日(水)
午後1時30分～
役場2階 教育長応接室
傍聴歓迎!

子どもに関する
なんでも相談
月曜日～金曜日
午前8時30分
～午後5時15分
☎62-9233
家庭・教育・子育て
相談員

4月21日
(第3日曜日)は
家庭の日・
家庭読書の日

生活リズムを家族で協力して整え、新年度の良いスタートを切りましょう。



はじめの一歩 Part ⑤



4月は入園、入学、進級等、新生活が始まる月ですね。

昨年の4月当初、ある保育園を訪問した時、初めて保育園に入園した年少さん（桃組3歳児）の女の子が、部屋の隅で担任の先生に思い切りしがみつきの、大粒の涙をハンカチでぬぐいながら「ママー、ママー」と大声をあげて泣いている姿がありました。その子が6月頃の訪問では、私の姿を見つくと「もう、泣かないよ」と弾むような声で、友だちと手をつなぎ笑顔で駆け寄ってきました。入園から3ヶ月、成長した姿に驚きました。そして、今年の2月中旬に訪問した時は、自信に満ち溢れ、笑顔全開で「もうすぐ、黄さん（年中組）になるんだよ」と、これまた、弾む声で嬉しそうに話してくれました。一つ大きくなるって、こんなにも嬉しい事かと改めてその子から教えてもらいました。

富士見町にある5園の保育園でも、新年度を迎え初めて保育園に通う子ども達はもちろん、保護者の方の不安・心配も大きいのではないのでしょうか。登園時に子どもが大泣き、保育士にしがみついて泣く子を残して帰っていくお母さんが涙する光景もあるのでは・・・とも思います。そんな光景も、月日の流れの中で「そんな事もあったな～、大きくなったな～」と思い出に変わっていきます。



4月に入園、入学、進級等で環境が大きく変わる時です。早く新しい環境に慣れて欲しいと願う気持ちが強いかもしれませんが、3か月位は子ども達の気持ちを受容し、焦らず、ゆっくり、力を信じ、気長に見守ってあげる事が大事なのではないのでしょうか。幼く感じる子ども達ですが、主体的に、対話的に、深い学びの経験を積む大事な時期でもあると思います。

心配・不安な事は保育園、学校、町の子ども課等に声をかけて頂けたらと思います。

子どもを真ん中におき、家庭と保育園・学校が連携し合い、子ども達が元気に生活・学ぶことのできる場を応援していきましょう。
(子育て相談員 佐久近子)

副学籍による交流及び共同学習について

町では、特別支援学校で学ぶ子どもたちが、地域の小・中学校の行事や学習に参加する「副学籍による交流及び共同学習」の取り組みを行っています。

副学籍とは、地域の小中学校に副次的な学籍をおき、地域の子どもたちと共に学び合うことができる仕組みです。

交流や共同学習を通して「子どもたちが互いを理解し、仲間意識を育てるとともに、将来にわたり、地域で温かなつながりを持って暮らせるように」との願いが込められています。

○内容：学校・学級だよりの交換、学校行事・授業への参加など

問 子ども課 総務学校教育係 ☎62-9235

家庭子育て補助金制度のお知らせ

町では少子化の進行を食い止めるための子育て支援策の一つとして、家庭子育て補助金を交付しています。



対象は、18歳以下の兄弟からの順位が第3子以降の3歳未満のお子さんを、家庭において子育てする親または家族です。

出生・転入等の翌月分から交付対象となり、要件に該当するお子さんお一人に対して月2万円を支給します。

詳しくは子ども課へお問い合わせください。

問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237